

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、障がい者である職員の任免状況を公表します。
（障がいの種類や程度の区分ごとの人数等は、特定の職員が障がい者であること等を推認される恐れがあるため非公表）

障がい者である職員の任免状況

法定障がい者数の算定の基礎となる職員数	68.5人
障がい者である職員の数	2.00人
実雇用率	2.92%
法定雇用率	2.80%
不足数	0.00人

【注意事項】

- 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」は、職員総数から除外率相当職員数を除いた職員数です。会計年度任用職員も含んでおり、短時間勤務職員（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員）については、1人の雇用をもって0.5人とカウントしています。
- 「障がい者である職員の数」は、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の合計です。厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に則り、重度障害者については1人を2人に相当するものとしてカウントし、短時間勤務職員については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしているため、実人数とは異なります。
- 「不足数」とは、「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」に「法定雇用率」を乗じた数で1人未満の端数を切り捨てた数から、「障害者である職員の数」を控除した数です。0.0となることををもって法定雇用率達成となります。

湯前町障がい者活躍推進計画の実施状況

項目など		目標	実績	備考
評価年度	令和7年度			
目標に対する達成度	採用に関する目標（実雇用率）※再掲	2.80%	2.92%	令和7年6月1日時点
	定着に関する目標			
	実績（内訳）			
	常勤・6か月定着率	-	-	
	常勤・1年定着率	-	-	
	非常勤・6か月定着率	100%	0%	
	非常勤・1年定着率	100%	0%	
	満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標			調査実施時期に対象者なし
	（ワーク・エンゲージメント）			
	「仕事にやりがいを感じている」そうだ・まあそうだ	100%	-	
	（満足度）			
	満足・やや満足	100%	-	
取組内容の実施状況	障がい者の活躍を推進する体制整備 （組織面）湯前町障がい者活躍推進計画の改正 （人材面）資料研修など関係職員のスキルアップを実施 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 管理職等へのヒアリング、業務洗い出しを実施。対象業務へ従事する会計年度任用職員を募集。 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 （職務環境）多目的トイレ等の整備を計画 （募集・採用）会計年度任用職員の募集を実施 （働き方）応募時に希望の徴収と希望者との面談・意見交換を実施 （キャリア形成）－ （その他の人事管理）－			
ロールモデルとなる障がい者の事例	-			
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	概ね目標は達成できているが、定着に関する目標は達成できていない。また、常勤職員の雇用については湯前町障がい者活躍推進計画に定めるとおり令和9年度採用に向けて体制を整える必要がある。			

※対象となる障がい者数が限られることから、個人を特定される項目や公表する内容によって不利益となることが想定される事項は、公表内容を一部修正・省略しています。